

▽▲組合本部活動だより▲▽

《国内部》

カボタージュ規制は、自国内での貨物・旅客の輸送を自国籍船に限定すると船舶法第3条に規定されており、わが国では、外国籍船による国内貨物輸送やクルーズ客船による国内港間への就航などが規制されている。これは、国内海運産業の保護などの観点からも重要な政策である

2021年、一企業が国土交通省に対し、新型コロナウイルス感染拡大による航路休止を理由に、外国籍高速旅客船による国内就航を可能とする特例措置の申請をした。国土交通省は、日本籍船での運航を指導する立場であるにも関わらず、これを強行に推し進め、特例措置を認め、当該船舶は、博多港近郊を周遊する国内旅客輸送を行ってきた。これを受け本組合は、国土交通省に対し、特例措置の取り消しおよび日本籍船への転籍を求めるなど、カボタージュ規制堅持の活動を展開し、最終的に外国籍高速旅客船は日本籍へ転籍となった。

今後も安全かつ安定的な国内海上輸送体制を確保するため、関係諸団体と連携し、カボタージュ規制の緩和に断固反対する活動を行っていく。

「海員だより」